

姫路市住宅課からのお知らせ

このお知らせは、固定資産税が課税されている方の納税通知書に同封しています。現在、空き家をお持ちでない方や適正に管理されている方にもお送りしていますのでご了承ください。

空き家の所有者(相続人)の方へ

空き家の管理は所有者等の責任です

空き家は個人の財産であり、所有者や管理者は、周辺の生活に悪影響を及ぼさないよう適切に管理する責任があります。

適切に管理せずに放置した結果、瓦や外壁が落下し、近隣家屋や通行人に被害を及ぼした場合は、所有者等が損害賠償責任を負うことになります。(民法第717条)

空き家になる前に、話し合おう(相続しよう)

住まいを将来どうするのか、決めないまま相続すると、相続人同士で方針が決まりにくく、そのまま放置しがちです。あらかじめ家族で相談しておきましょう。住宅課では、ご自身の財産や終活を考え、書き込みできるエンディングノートを発行しております。また、相続時の無用なトラブルを避けるため、遺言書を作ることも有効です。



エンディングノート

空き家に関するルールの変更点

相続登記が義務化されました

令和6年4月1日から相続(遺言を含む)登記が義務化されました。相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日(遺産分割の場合は成立した日)から3年以内に相続登記をしなければなりません。



法務局HP

氏名・住所等の公表について

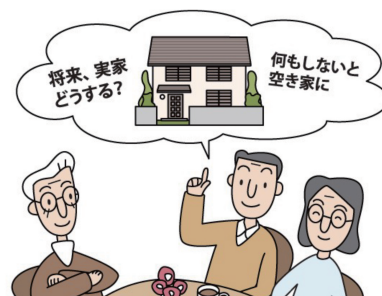
姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例を改正し、空家特措法に基づく措置として命令に従わない者の氏名・住所等をインターネットで公表することが可能となりました。



姫路市HP

管理不全空家への措置について

放置すれば特定空家(非常に危険な空き家)となるおそれがある空家(管理不全空家)として勧告された場合においても、固定資産税の住宅用地特例(1/6等に減額)は解除されます。



空き家に関するご相談

空き家に関するお問い合わせ

姫路市住宅課

TEL: 079-221-2642

Mail: juutaku@city.himeji.lg.jp



空き家に関する各種制度

解体補助金制度



空き家バンク



無料相談会



空き家の譲渡所得
3,000万円特別控除



マンションに関すること

- ・マンション管理基礎セミナー、管理相談
- ・分譲マンション管理アドバイザー派遣



空き家の売却や相続等でお困りの場合

ひょうご空き家の総合相談窓口

TEL: 078-325-1021



以下の広告内容に関するご質問等につきましては、広告主に直接お問い合わせください。
(広告主と姫路市空家等対策業務とは直接関係ありません。)

住宅・土地・畑などの不動産を 広告



売れる方法を 知っています

不動産売却買取専門店

売却価格満足度3年連続No.1

2020年度楽天リサーチ調べ

不動産売却に関して全てお任せください！



兵庫県知事免許(1)第401746号 (公社)全国宅地建物取引業保証協会会員

(株)Lookハウジング

高砂市高砂町朝日町1丁目7-11

お問い合わせは

079-442-8282



地域の「よろず相談所」

こまったら《たんよう》へ

広 告

問題解決!!

実家の空き家を
有効活用したい！

自宅のリフォームや
修理をしたいけど
知らない業者だと
心配で…

相続の問題で
悩んでいる…

振り込め詐欺
じゃないかしら…、
どうしたらいいの？

借入金の返済
(多重債務等)で
悩んでいる…

親の介護が心配
なんだけど…

最近の
年金制度が
わからない。
教えて!!



どんなことでもお気軽に
ご相談ください。

《たんよう》で、
できない事やわからない
事は、専門家の方に
相談し、また、ご紹介さ
せていただきます。

お取引のない方も
お気軽にご相談ください。





“よろず相談所”
但陽信用金庫

本部 フリーダイヤル

0120-200-707

P-C シアン

P-M マゼンタ

P-Y イエロー

P-B スミ

52-330-T29 1B
姫路市役所(DPS専用)
住宅課からのお知らせ
2025.01.24 Mac-P08(CC2023)